

令和8年度

子育て世代等の定住促進に向けたプロモーション事業業務委託

公募要領

(公募型プロポーザル)

令和8年6月

川崎市まちづくり局

1 件名

令和8年度 子育て世代等の定住促進に向けたプロモーション事業業務委託

2 履行期限

令和9年3月31日限り

3 目的

本市では、住まい・住まい方に対するニーズの多様化や住宅価格の上昇等を背景に、子育て世代の市外転出超過が続いている。

こうした状況を踏まえ、子育て世代や若年層の市内定住・転入促進を図るとともに、多様な世帯がライフステージに応じて円滑に住み替えられる環境づくりが求められている。

本事業は、主に子育て世代を対象とした住まいに関するウェブポータルサイトの構築・運営等を通じ、定住促進等に向けたプロモーションを実施するものである。

4 準拠すべき図書等

本業務の遂行にあたっては、契約書、川崎市委託契約約款、仕様書、設計書に基づくものとします。

5 業務内容

(1) デジタルプロモーション事業

以下デジタルプロモーションの企画、実施、進行管理を行うこと。(掲載する情報は、住まいに関する情報、交通事情、住環境、遊ぶ・働く、エリア紹介、ランキング(統計情報)、市民へのインタビュー・コラム、ライフスタイル別の暮らし、おすすめエリア診断等を想定し、記事、画像、動画等を用いて分かりやすく発信するものとする。)

あわせて、サイト運用、記事制作、ウェブ解析及び効果検証を一体的に実施し、改善提案を行うこと。

また、契約期間満了時には、継続的な運用が可能となるよう、成果物及び運用情報の適切な引継ぎを行うものとする。

ア ウェブポータルサイトの制作・公開

本市の住まいに特化したポータルサイトについて、以下のとおり制作を行う。なお、公開開始は令和9年1月を目途とする。

(ア) 全体構成案作成

(イ) CMS マニュアル作成

(ウ) トップページ制作・コーディング

- (エ) 下層テンプレートページ・コーディング・流用ページ制作
- (オ) JS (アニメーション処理)
- (カ) レスポンシブウェブデザイン・コーディング
- (キ) ワードプレス導入 (サイトの運用は、受注者による運用を主とするが、本市でも軽易な修正や緊急時の情報発信が行える運用体制とすること)
- (ク) NEWS 組込み・カテゴリ機能・カテゴリ絞り込み機能
- (ケ) ドメイン取得 (ドメインは本市が保有するものの使用を予定し、契約後調整を行う。)
- (コ) JIS X 8341-3 に基づくウェブアクセシビリティ試験の実施。試験結果、取組内容の公開案の作成。
- (サ) サーバー初期設計
- (シ) サイト進行管理

イ ウェブ記事制作

住まい等に関する記事を以下のとおり年間 10 本制作する。

- (ア) 記事構成・ライティング・取材
- (イ) 撮影
- (ウ) システム入力
- (エ) 校正
- (オ) デザイン・校正費

ウ その他コンテンツの制作

ア及びイに定めるもののほか、住まいに関する魅力を効果的に発信するため、表現手法や媒体特性等を踏まえたコンテンツ (画像、動画等) を企画・制作すること。

なお、具体的な内容、形式及び制作方法については、事業効果が高まるよう受注者の提案を踏まえ、発注者と協議の上決定するものとする。

エ ウェブ解析及び効果検証

ア～ウの公開や配信後等において、ターゲットのニーズに合致する施策への改善材料、的確なターゲットへの広告出稿とするため、ウェブ解析 (地域、属性、年齢層等) レポートを提出するほか、効果測定と改善の方法を提案し、年度末に最終報告を行うこと。

オ 引継ぎ

契約満了日が近づいた際には、本サイトが継続的に運用可能となるように、成果物の迅速な提供のほか、サイト運用に必要な情報や、受注者が主体となった契約等について、次期受託者への引継ぎを適切に行うこと。

カ その他

- (ア) 機材や賃借やライセンスの取得、消耗品の調達費など業務に必要な経費は受託者の負担とする。
- (イ) 作成するウェブページのデザインや色合い等については、本市担当職員と協議、確認の上、決定し作成すること。
- (ウ) サイトへのアクセスや情報拡散を活発にするため、何度もサイトを訪れたくなる、サイト内の周遊、滞在時間を長くするよう興味・関心をひくギミックを取り入れたデザイン等の工夫を行うこと。
- (エ) 作成したウェブページに、エラー等のトラブルが生じた場合、迅速かつ適確に原因究明及び復旧作業に努めることとし、原因と作業内容等について、発注者に任意の様式により迅速に報告すること。
- (オ) 以下ブラウザによる動作検証を行う。

【スマートフォン・タブレット】

iPhone 及び Android 搭載スマートフォン・タブレットの標準ブラウザ

【パソコン】

macOS : Safari、Mozilla Firefox、Google Chrome の各最新版

Windows : Microsoft edge、Mozilla Firefox、Google Chrome の各最新版

- (カ) 本業務を実施するにあたり、以下の法令、基準等に準拠すること
 - ・個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
 - ・川崎市情報セキュリティ基準
 - ・カラーUD ガイドライン
 - ・総務省「みんなの公共サイト運用ガイドライン（2024 年版）」
 - ・川崎市ホームページアクセシビリティ対応基準書
 - ・当サイトの円滑な運用のために定められる運用方針や運用ポリシー

(2) 普及啓発

- (1) で構築・運用するウェブポータルサイトの普及啓発及び利用促進を図るため、ポスター制作及びデジタル広告配信を組み合わせた広報を実施すること。

ア ポスター制作

ウェブポータルサイトの周知等を目的として、B 1 ポスターを 200 枚制作すること。デザイン案については、発注者と協議の上決定し、校正は 3 回程度行うものとする。なお、ポスターの内容については、ターゲット層に対して訴求力のある構成とし、ウェブポータルサイトへの誘導（二次元コードの掲載等）を踏まえたものとする。

イ デジタル広告配信

受注者が制作する画像・動画等及び発注者が指定する画像・動画等について、年間を通じたデジタル広告配信（SNS を含む）を行うこと。なお、広告初期設計・設定費、バナー等制作及び運用については受注者が行うものとし、配信時期及び期間等については発注者と協議の上決定するものとする。

(3) 月次及び年間の活動実績報告業務

ア 受注者は受注後、各月の業務実績報告を作成し発注者に提出する。但し、最終月（3月）分については、業務履行期間内の提出とする。

イ 受注者はパブリシティ活動等により露出を獲得したメディアのクリッピング及び費用対効果の検証（広告換算等）を行い、アと併せて発注者に報告する。

ウ 受注者は業務履行期間にあわせ、年間の業務の検証及び分析並びに次年度に向けた課題等について年間報告書を作成し、発注者に報告する。

(4) 委託業務の実施体制の構築

受注者は、業務が円滑かつ確実に推進できる体制を構築し、総括責任者、実施責任者、スケジュール等を明確にすること。

また、受注者はコンテンツ管理プラットフォームサービス「Box」を利用する環境を整備し、発注者が指定する市職員のアカウントを作成し、業務に必要な大容量ファイル交換等を行えるようにすること。なお、本サービスは本業務の履行期間内に限り利用するものとする。

6 契約方式

随意契約（公募型プロポーザル方式）

7 事業規模（予算概算額）

8,811,110 円（消費税額及び地方消費税額を含む）

※上記金額は、契約時の予定金額を示すものではなく、上限を示すものです。

8 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、単独の法人とし、次に掲げる要件を備えた者とします。

【法人が満たすべき要件】

(1) 法人であること。

(2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく、更生手続き開始の申立て中、又は

更生手続き中でないこと。

- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく、再生手続き開始の申立て中、又は再生手続き中でないこと。
- (4) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく、破産手続き開始の申立て中、又は破産手続き中でないこと。
- (5) 川崎市暴力団排除条例（平成 24 年川崎市条例第 5 号）第 7 条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有するものでないもの及び神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反していないものであること。
- (6) 委託契約その他の契約を締結するにあたり、相手方が前号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結していないこと。
- (7) 川崎市及び国・近隣自治体において契約規則等に基づく資格停止期間中及び指名停止期間中でないこと。
- (8) 令和 7・8 年度の川崎市業務委託有資格業者名簿に登録されていること。
- (9) 過去 5 年間に於いて、国、地方公共団体等が発注した、広報、プロモーションに関する業務を受託した実績を有すること。

9 手続日程（予定）

募集開始	令和 8 年 6 月 12 日（金）
質問受付開始	令和 8 年 6 月 12 日（金）
質問提出締切	令和 8 年 6 月 23 日（火）
参加意向申出書提出締切	令和 8 年 6 月 23 日（火）
提案資格確認結果通知書送付	令和 8 年 6 月 26 日（金）
企画提案書等の提出締切	令和 8 年 7 月 8 日（水）
プロポーザル評価委員会開催通知送付	令和 8 年 7 月 10 日（金）
プロポーザル評価委員会の開催	令和 8 年 7 月 15 日（水）
審査結果通知	令和 8 年 7 月下旬

10 担当部署

書類の提出、問合せ先は次のとおりです。

部署・担当者名	まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課 野並、吉野
所在地	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地 本庁舎 18 階
電話番号	044-200-1935
電子メール	50zyusei@city.kawasaki.jp
受付時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 (土日祝などの閉庁日及び正午～午後 1 時を除く)

11 応募手続

(1) 応募書類の配布と参加意向申出書の提出

応募書類は、令和8年6月12日（金）から令和8年6月23日（火）までの間に市のホームページからダウンロードできます。また、「10 担当部署」に記載の担当部署でも配布します。

必要書類 (各1部)	①参加意向申出書（様式1） ②事業者概要調書（様式2） ③参加資格誓約書（様式3） 【添付資料】 会社案内、会社パンフレット等（法人の概要・事業内容等がわかるもの）
提出方法	電子メール、郵送又は持参により提出すること。 ※郵送の場合は、書留郵便等の配達した記録が残るもの
提出締切	令和8年6月23日（火）※必着
提出先	「10 担当部署」のとおり

(2) 質問の提出・回答

質問がある場合は、令和8年6月12日（金）から令和8年6月23日（火）までに文書（様式自由）を電子メールで送付してください。

回答は令和8年6月26日（金）に電子メールで提案予定事業者全員に送付します。

(3) 提案資格確認結果通知書の交付

「参加意向申出書（様式1）」を提出した者には、資格の有無を確認し、令和8年6月26日（金）に電子メールで「提案資格確認結果通知書（様式5）」を送付します。

※「提案資格なし」との通知を受け取った者は、通知を受け取った日から7日以内に書面によりその理由の説明を求められます。

(4) 企画提案書等の提出

「提案資格あり」とされた者は、次のとおり必要書類を提出してください。

必要書類	①企画提案書：(5)に従い、当該業務の企画提案内容を記載 ②見積書：積算根拠がわかるよう区分ごとの内訳を記載
提出部数	①：データ（PDF形式）一式 及び データを印刷したもの1部 ②：原本1部

留意事項	ア 上記の書類を正本1部、電子データ形式（PDF形式）をまとめた電子媒体（CD-R等）1部を用意し、持参又は郵送により提出すること。 イ 提案書は1者1提案とし、2以上の提案書が提出された場合は失格とする。 ウ 提案書の内容は、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい内容にすること。
提出方法	郵送又は持参により提出すること。 ※郵送の場合は、書留郵便等の配達した記録が残るもの
提出期限	令和8年7月8日（水）※必着
提出先	「10 担当部署」のとおり

(5) 企画提案書の記載事項

次の①～④の項目別に記載してください。なお、資料は、A4サイズで表紙等も含め20ページ以内とし、見やすさに配慮した文字の大きさとしてください。また、提案事業者の企業名を類推できる記載はしないでください。

①提案事業者及び配置する担当者の実績

提案事業者及び配置する担当者の実務経歴や近年の主な類似業務の件名、発注者、受注形態、金額、履行期間、業務概要、本件の検討に有効な類似性の特徴などを記載すること。

②業務の実施方針

業務における課題と、業務の実施方針を記載すること。

③取組内容

委託仕様書の業務内容の各項目における具体的な取組内容を記載すること。

④スケジュール・実施体制

業務実施スケジュール及び業務実施体制を記載すること。なお、業務の一部を他の事業者にも再委託する予定の場合はその旨を記載すること。

12 プロポーザル評価委員会の開催

(1) 開催概要（予定）

日時	令和8年7月15日（水） ※参集時間は提案事業者ごとに異なりますので、別途、個別に通知します。
会場	川崎市役所南庁舎 （所在地：川崎市川崎区東田町5番地4）
内容	説明（プレゼンテーション）20分、質疑応答10分

	<p>※上記時間は予定であり、プロポーザル評価委員会開催の通知の中で説明・質疑応答の時間をお知らせします。</p> <p>※説明は提出された企画提案書をスクリーンに表示した状態で実施します。(パソコン及びケーブルはご持参ください。)</p> <p>※契約後に本業務に中心として携わる方が企画提案書の作成及びプレゼンテーションを行ってください。なお、出席者は3名以内とします。</p>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(2) 評価基準

評価項目・配点	配点
1 実施体制等	10
(1) 実施体制	5
(2) 類似業務の実績	5
2 企画提案力	70
(1) プロモーション戦略及び全体構成の妥当性	15
(2) ウェブポータルサイト及びコンテンツ制作の企画力・表現力	15
(3) 効果測定・改善提案力	15
(4) 普及啓発手法及び広告運用の適切性	15
(5) 独自視点及び創意工夫	10
3 プレゼンテーション	20
(1) 説明能力	5
(2) 質疑応答	5
(3) 担当者の能力	5
(4) 意欲	5
合計	100

(3) 受託候補者の特定

ア プロポーザル評価委員会での審査の結果、最高得点の提案書等を提出した者を受託候補者として特定する。ただし、出席委員の総合計点が満点の6割に達していないと判断された場合においては、この限りではない。

イ 合計点が同点の場合は、「2 企画提案力」の得点が高い者を選定し、「2 企画提案力」も同点の場合は、見積金額の低い者を選定する。

ウ 最高得点者が辞退その他の理由で契約交渉ができない場合は、次点の者を受託候補者とする。

13 結果通知

審査結果は、令和8年7月下旬頃に電子メールで「結果通知書（様式6）」を送付します。

14 応募の辞退

参加意向申出書を提出した後に、参加を辞退される場合は、速やかに担当部署に電話連絡の上、持参又は郵送、電子メールにより辞退届（様式4）を提出してください。

15 その他

- (1) 書類作成及び提出に係る一切の費用は、参加者の負担とします。
- (2) 提出書類の追加・変更は原則として認めません。
- (3) 提案者から提出された書類等については、理由の如何に関わらず返却しません。
- (4) 次に掲げるいずれかの場合に該当する場合は本件の参加を無効とします。
 - ア 「8 参加資格」の条件を満たさなくなった場合
 - イ 提出書類が期限に間に合わなかった場合
 - ウ 提出書類に不備があった場合
 - エ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - オ 見積書が提案上限額を超過した場合
 - カ 談合その他不正行為があった場合
- (5) 提出書類及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (6) 契約書作成は、必要とします。
- (7) 契約保証金

川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第33条各号に該当する場合は免除となりますが、それ以外の場合は契約金額の10パーセントを納付する必要があります。
- (8) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則等は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」で閲覧できます。
(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)
- (9) 委託代金の支払

委託業務の全部が完了した後の支払を原則としますが、発注者と受注者との協議により、委託業務の一部に既済部分があると認められる場合に限り、発注者による中間検査を経て、当該既済部分に係る委託代金の一部を支払うことができるものとします。
- (10) 提出書類に関して説明を求められた場合は、応じる必要があります。